

中小企業向け省エネルギー対策補助金活用支援業務委託仕様書

1 委託業務名

中小企業向け省エネルギー対策補助金活用支援業務

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務の目的

広島県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要がある。広島県におけるCO2排出状況は、産業部門からの排出量が県全体の73.9%と最も大きな割合を占めており、対策が急務となっている。

その中でも、自主的な取組みの遅れが懸念される中小企業に対しては、省エネ性能の高い設備機器や製造設備への投資促進、業務プロセスにおける省エネルギー対策、さらには、再生可能エネルギーの導入拡大など、排出削減に向けた取組を促進させる必要がある。

本業務においては、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて環境対策等を実施することのベネフィットを明瞭に示し、県内中小企業の効果的な取組事例を紹介するセミナーなどを通じて、県内事業者の意識醸成を図り、ネット・ゼロカーボンのすそ野を拡大することに加え、事業者のCO2排出削減に寄与する設備投資を支援する各種補助制度の活用を促進するイベントを開催し、CO2排出削減を効果的に進めることを目的としている。

4 業務スケジュール（案）

	R 5									R 6		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体企画												
講師調整												
資料作成												
イベント周知												
イベント開催												
イベント結果集計												
業務報告												

※具体的には、提案に基づき、別途受託者と協議のうえ決定する。

5 業務内容

(1) 事業の全体企画書

次の項目を含む全体企画書を作成すること。

- ア 業務全体の年間スケジュール
- イ 各イベントの概要及びプログラム
- ウ イベント講師の候補者リスト
- エ イベントで取り上げる補助制度の候補リスト

(2) 講師の調整等

講師は、各セミナーで重複しないよう調整すること。また、講演する日時、場所、内容、資料について、調整すること。

なお、講師及び講演内容等については、県と協議のうえ決定するものとする。

(3) イベント資料の作成

参加者に共有するイベント資料を作成する。なお、作成する資料は、イベントの内容に応じて適宜変更を加えること。

資料については、国や他の都道府県のガイドブックなどを参考にしつつ、イメージ図や申請にあたってのフロー図、補助制度活用による効果数値などを挿入し、事業者申請手順、活用事例やメリットが分かりやすく伝わる資料とすること。また、資料は、広島県の担当者と内容を協議のうえ決定するものとする。

(4) イベント周知

イベントのチラシデータを作成し、県内事業者に対し効果的な周知を行うこと。なお、周知の手法及び周知時期、周知内容については、県と協議のうえ決定するものとする。

(5) イベント開催

ア セミナー

幅広く県内企業に対して、意識醸成を図ることを目的とする。内容は、環境対策等を実施することのベネフィットを明瞭に解説することや、県内中小企業の優良事例を紹介することなどに重点を置くこと。講師に関しては、環境省や経済産業省など脱炭素関連事業を展開する省庁や外郭団体、大学研究施設に所属する者など、脱炭素の意義や必要性についての講演経験のある方を中心に選定すること。また、セミナーについては、民間企業等と共催とすることも可とする。

イ 相談会

県内企業向けに CO2 排出削減に寄与する設備投資等の各種補助制度を紹介するとともに、補助制度の申請を支援するための相談対応等を行うイベントを開催すること。

相談会の形式はグループ又は個別とし、制限時間を設けるなどにより、円滑な相談会の開催に努めること。なお、個別相談においては、自社の排出量の可視化がある程度進んでおり、目標設定や実行計画などの次のステップへ移行しつつある事業者を想定して実施すること。

ウ 開催要件

- (ア) 開催回数は、セミナー及び相談会は合計で年8回以上とすること
- (イ) 相談会は、参加者が200社に届くよう計画すること
- (ウ) セミナー及び相談会を同日に開催することを妨げない。

(エ) 開催方法は、対面、オンライン又はハイブリッド（対面とオンラインの併用）で開催することとし、少なくとも2回以上は対面又はハイブリッドで開催とすること。

エ 開催準備・当日対応

- (ア) 会場の確保、現地確認、会場設営・撤去（対面の場合）
- (イ) オンライン会議システムの運営（オンラインの場合）
- (ウ) 当日資料の印刷・配架（オンラインの場合は画面共有資料のセッティング）
- (エ) 講師の選定及び参加調整、当日のフォロー
- (オ) 相談会のセッティング、対応スタッフの確保、当日のフォロー
- (カ) 参加者の事前受付、問い合わせへの対応（個別説明会の希望者把握を含む）
- (キ) 参加者の受付（対面の場合）
- (ク) イベントの司会進行
- (ケ) 事後アンケートの作成・配布・回収・集計
- (コ) 上記、(ア)～(ケ)に付随する業務

※業務に必要な機器や消耗品等は、受託者において整備すること。

※上記(5)の業務において、より良い提案が考えられる場合は、効果の違いを明記した上で、異なる内容での提案も認めるものとする。

(6) 参加者リストの作成

開催したイベントの参加者リストを作成すること。参加者リストには、イベントで回収した事後アンケートの内容を連携させること。

(7) その他

上記(1)～(6)に付随する業務

(8) 業務報告書

業務における実績、各イベントで使用した説明会資料及び参加者リストを併せて、業務報告書として県に提出すること。また、本業務を通じて、中小企業者がCO2削減を効果的に進められる手法について、業務報告書に提案として含めること。

(9) 連絡体制

土日祝日及び12月29日から1月3日までを除き、8時30分から17時15分までの間、県担当者との連絡が取れること。連絡方法は、電話、電子メール及びオンライン会議システムに対応すること。

(10) 実績報告書の提出及び委託料の額の確定

- ア 業務が完了したときは、速やかに任意様式による「事業実績報告書」を県に提出すること。
- イ 県は事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果を審査し、契約内容に適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、受託事業者へ通知する。
- ウ 受託事業者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

6 留意事項

- (1) 受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。
- (2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われぬよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (5) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 作成するイベント資料において法令、外部資料及びデータの出典等は、全て明確にしておくこと。
- (7) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受注者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。
- (8) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (9) 本業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (10) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (11) 上記(1)から(10)までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受注者に損害を補償させる場合がある。
- (12) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。

本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。